

| 第2期第6回 横浜市市民協働推進委員会 会議録 | |
|-------------------------|---|
| 日 時 | 平成28年9月30日（金）午後6時から8時33分まで |
| 開催場所 | 横浜市市民活動支援センター4階セミナールーム1 |
| 出席者 | 小濱哲委員長、田邊裕子委員、時任和子委員、中島智人委員、治田友香委員、松岡美子委員、松村正治委員、三輪律江委員 |
| 欠席者 | |
| 開催形態 | 公開（傍聴者6人）、審議事項は非公開 |
| 議 題 | <p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について イ よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更について ウ 特定非営利活動法人の条例指定について エ 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について オ 横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス平成29年度入居団体審査について カ 横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項（案）について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について イ 新市庁舎における市民協働スペースについて <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定非営利活動促進法改正の概要について イ 横浜市市民活動支援センター事業の中間振り返りについて ウ 市民活動共同オフィスに関する意見書（素案）について <p>その他</p> |
| 議 事 | <p>1 開会</p> <p>（小濱委員長）皆さん、お忙しいところありがとうございます。これから第2期第6回横浜市市民協働推進委員会を開催したいと思います。</p> <p>本日の出席状況ですが、6名の出席で過半数の出席がございましたので、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定による充足数を満たしています。委員会が成立していることを確認いたします。</p> <p>では、お手元の次第に従いまして、議事を進行していきます。最初に、前回の会議録の確認を行います。事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局）資料により説明</p> <p>（小濱委員長）この件に関しまして、何か御質問・御意見はございますか。それでは、会議録につきましては、了承されたということにしたいと思います。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）審議事項</p> |

(小濱委員長) 審議に先立ちまして、審議事項の最後のカ「横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項(案)について」なのですが、これにつきましては、要項の審議ですので、一般に公表する前にここで公開してしまいますと公平性に欠ける恐れがありますので、この議題のみ非公開とさせていただこうと思っております。委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

《了承》

(小濱委員長) ありがとうございます。それでは、この議題のみ非公開とさせていただきます。

ア よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について

(小濱委員長) まずは「よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ただいま御説明いただきました件ですが、部会の委員に時任委員、松村委員がおりますが、何かございますか。

(時任委員) 資料のとおりです。

(松村委員) こちらについては、特にありません。

(小濱委員長) ありがとうございます。委員の皆さんから何か御質問・御意見はございますか。それでは、審議に移ります。まず、平成28年度第3回よこはま夢ファンド登録団体申請のありました5団体につきまして、御了承いただけますか。

《了承》

(小濱委員長) 続きまして、平成28年度第2回よこはま夢ファンド登録団体助成金申請のありました12団体につきまして、御了承いただけますか。

《了承》

イ よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更について

(小濱委員長) それでは、イ「よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。部会委員の時任委員、松村委員に補足をお願いしたいのですが、時任委員から、いかがですか。

(時任委員) 説明があったとおりなのですが、今回の変更は、申請書を確認して点数をつける委員としては、採点のところもとても整理されて、特に公共性のところが前回まで寄附が集まっているかいないかというところがありまして、集まっているということで公共性が高いという点数をつけるということがありましたが、今回からこの部分が省かれましたので、申請基準額を設けたことで省いたということで、割とすっきりとした変更後の審査基準になっているのではないかと思います。

また今回の大きな変更によって、私が一番感じるのは、寄附文化の醸成を変更のねらいとしてやっているのに、いかに団体側にもその部分を伝えるか。この事業でそこが伝えられなければ、変更した意味がないので、そういうねらいを持って変更したので、ぜひ寄附文化の醸成の部分を団体にも伝えていく努力をしたいと思いません。

(小濱委員長) ありがとうございます。松村委員、いかがですか。

(松村委員) 結構重要な制度変更かとは思いますが、いろいろと市の側でも御検討くださったと思います。繰り返しになる部分もありますが、申しあげますと、まず審査する側からしたときに、公益性のところですか。これが寄附を集めるというだけで採点が高くなってしまっていたので、それを基準から外しました。一方で基準額というものを設けて、この基準額という考え方自体はそれぞれの委員は何となく頭の中では描いていて、それをもとにして決めていたわけですが、きちんと申請してくる団体の方にも分かりやすい形としたので、それは両者にとって、申請する側にとっても、審査する側にとってもより透明性が高まったのではないかと思います。基準点数に関しましても、つける側が3とか4とかということも、基準額よりも減額したい場合は平均3以下で、増額は平均4以上なのですが、これまで相対的な感覚でやっていたところに絶対的な基準が出てきました。それで審査する側からすると、この内容ではちょっと満額は難しいなという場合であれば3以下をつけるという形で、基準が分かりやすくなって、その辺も制度としてはよくなっている点だろうと思っています。こういう制度変更の案が出てきた背景として、この部会での審査が、「説明のとおりです」となってしまうのと同じように、いくら寄附を集めたかによってほとんど決まってしまうわけですから、それを、少し弾力性を高めたい、特にいい事業についてはなるべく集めた以上にもお金を出せるようにしたいという思いがありました。先ほどあったような減額という話もあるのですが、どちらかという増額に向けた動きとを考えていただければと思います。ただ、申請する側からすると、せっかく寄附が集まっているので、減額されたらかなわないという気持ちになると思うので、その辺が心配だとちゅうちょしてしまうと思いましたので、気になってはいました。ですが、先ほどの説明のとおり、スケジュールについては、今度3回目から新しい審査の仕方で行うけれども、実際に増額・減額だとかの基金の運用に関しては来年の第3回からということで、1年間どのようになるかということについて、例えば実際に審査されて、結果が数字として出て、増額とか減額とかという結果が出た後に申請できるので、「これぐらいの事業であれば、集めた寄附よりもさらに増額して申請できる」とか、「ちょっとこの申請書だとまだまだ書き足りないな」とか、そういったことを御理解いただいた上で申し込んでいただけると、むしろ減額される心配なく、「これだったらきっと増額だ」という気持ちで出されてくる団体が増えることを願っています。そのためには、団体とのうまいコミュニケーション、私たち基金を預かっている側としても、審査している側からし

でも、なるべくそういう風なメッセージを出していかないと、減額されてしまう恐れみたいなものだけがネガティブに伝わってしまうとよくないので、もっともっとポジティブに基金を運用していきたいのだからということメッセージとして投げかけることは大事かと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御意見・御質問を受けたいと思いますが、いかがですか。

(中島委員) 先ほど時任委員から寄附文化の醸成に寄与することはすごく重要であるという御指摘がありました。実際今日いただいた平成28年度第2回の申請を見ると、大体団体あての寄附金額と申請金額とが一致しているところと、寄附のほうに過剰なところとがあって、要するに団体がどのように寄附を集める努力をするのかというところが、その団体のほうの実際の実績というものが、たくさん集まっていますが、目標金額があって、個別にお願いして寄附していただいているというようなこともあるのではないかと、数字だけを見ると感じるのです。それが寄附文化の醸成とどういうふうに関係するのかなというものがよく分からなかったところが1つあります。あと、申請書を拝見すると、減額した場合にも事業が実行かどうかというところに「はい」と「いいえ」をつけるところが付け足されておりますので、減額して本当に事業を実行することに意味があるのかなというものがあつたのですが、増額することを目指していること、でも逆の場合もあると思うのです。増額したら、増額した分は何に使うのでしょうかというものがあつて、きっと事業予算を立てるときには精査して、予算を上げていくのですが、多くもらったら本当に団体はうれしいのかなというものが、私は団体を運営したことがないのでよく分からないところがあるのですが、その辺の理由づけはあるのでしょうか。

(小濱委員長) まず、寄附文化の醸成の部分について、時任委員、どうでしょうか。

(時任委員) 団体の集め方も様々でして、このよこはま夢ファンドは毎年寄附を集めて、そしてその団体が運営している、例えば教育系の施設のようなどころとかは本当にそういう仕組み、よこはま夢ファンドを活用して事業を行っていく仕組みをつくっているところがまず1つあります。あと、それ以外にも、活動資金が集まらないところは、よこはま夢ファンドを知って、そして自分たち独自のパンフレットを作成することで理解者を深めて集めた。そういうところは、うまく利用と言うと変ですが、活用してまた自分たちの団体の共感者にとってもプラスになるという仕組みをつくっているところもあります。なので、集め方は様々だと思います。それで、広く集めることで事業が成り立っているところと、たまたま集まったとか、もしくは関係者が寄附してくれたから、それを事業に使おうということがあります。寄附文化の醸成のところは、御質問いただいたところは、今回別のもう一つの答えというか、対応するかもしれませんが、額が増えるというところは、最初から精査

して、いくらいくら事業ですというよりも、寄附は例えば7万円しか集まっていないのですけれども、10万円申請しましたと。では、とてもいい事業だから、本当は7万円しか集まっていないのだけど、では3万円上乘せしようと。その分のプラスなので、団体はすごくうれしいと思います。本当はもっとたくさん欲しいのだけれども、これしか集まっていないというところを、この事業はいいのであるという判断があり、プラスするということです。

(中島委員) そうすると、寄附が申請額どおりに集まっているところは、ある意味関係ないということですか。

(松村委員) 5ページのところに、基準点数の、ただし助成申請額を上限とするということなので。

(中島委員) 分かりました。失礼しました。あとは、根本的なところなのですが、寄附文化の醸成というところで、確かに広く一般の方がこの制度をきっかけに寄附して下さる方が増えるというのはまさに寄附文化の醸成だとは思いますが、ある意味、公的な仕組みと個別に団体に寄附するという寄附があると思うのです。よく一般的に言われるのは、公的な仕組みがあると、それが一般の団体の寄附を阻害するというとも言われたりするのですが、すごくジレンマがきつとあるとは思いますが、先ほど時任委員がおっしゃられた、この制度のおかげで広く一般に寄附をする方が増えるのだというところ、何か特別な取組をされるのかなという。

(時任委員) 資料2-1の6ページのところに、これがまだ寄附文化のところ directly どのような影響があるかは私もまだ分からないのですが、6ページの2つあって、右側に「基金全般で活用できるお金」と。要は今までは団体向けの自分たちに来た寄附は自分たちのものみたいな、一種、先ほど言われたように個の団体と寄附者とのつながりだけみたいな部分が多かったのです。けれども、団体対この団体あてでない方で横浜市の市民活動団体にとかテーマにということ寄附を出して下さっている方も大勢いらっしゃいますので、いくら集まったからこのよこはま夢ファンドに手挙げして、自分たちの団体に来た寄附だけをもらおうとか、そういうことではなく、市民活動全体をよりよくしていくために寄附して下さっている方がいて、それを活用して様々な団体が少し意識を上げていく、それが循環していくといいなと思います。ですので、登録団体が、登録して初回の7万円をもらって、もうそれでおしまいというところも多いと聞きます。そうするとこのよこはま夢ファンドのせつかくの仕組みがそれで終わってしまうので、こういった少し変化してよりよくしていくことで、また伝えていけるすべができたのかなとは思っています。

(小濱委員長) 委員の皆さん、その他いかがですか。

(三輪委員) 1点質問と1点提案です。まず、確認なのですが、例えば資料1-3で、今年度、団体あて希望寄附金額がかなり上回っているところの場合、これが適用された場合、例えば「楠の木学園」はすごい額が集まっているのですが、交付金額57万円で、残りの差額みたいなものは、今回の適用でいくと、もし妥当、基準額

どおりという形になった場合は、その分の話はどういう形になっているのか。今、募集というか、団体に寄附されていて、それ自体はみんなで統括して配分するみたいな動きにするという動きなのでしょうか。

(事務局) この「楠の木学園」を例にして申し上げますと、今団体あての希望寄附金額は280万円、今回申請のあった金額が57万円ですので、基準額は57万円になります。そこから増額するか減額するかの判断になって、残りの金額100万円ちょっとはそのまま団体あての希望寄附金額として残るということです。

(三輪委員) 審査の結果、減額する場合は、57万円引く減額された部分を全部に適用するという考え方なのですか。

(事務局) はい。例えば57万円で、例えば50万円という決定になった場合は、7万円は団体あての希望寄附金額ではなくて、基金全般に活用できる金額のほうに移行するということです。

(三輪委員) 分かりました。それにあわせて、資料2-2の募集要項ですが、多分これだけだと分かりにくいと思います。制度をどういう意図で変えていったというようなものは一緒に配布する予定なのでしょうか。

(事務局) はい。変更の趣旨については、これとは別に1枚資料を御用意する予定になっております。

(三輪委員) むしろ募集要項のほうに意義というか、もう最初のところにそれを書いたほうが、ひとり歩きするからいいのではないかなという意味合いです。今言うのは、そういうミッションというか、これ自体をどういうふうを活用していくのだよというのが、仮に何年かたってしまったら、もう過去のことは、どうい変更があったかということの紙よりは、これ自体が何の目的でどういうふうに使われていくのかという考え方を提示したほうが、何となく継続的にいいのかなという感覚です。

(事務局) ありがとうございます。では、そのようにこの1ページ目に、今回の趣旨と変更点について分かりやすい形で明記した募集要項にしたいと思います。

(小濱委員長) その他いかがでしょうか。

(松村委員) 事務局的な話なのですが、たしかこの新しい形になってからは、申請団体は直接持ってきて、窓口対応するという事だったと思います。それなので、書類を送って、「はい、審査」というわけではなくて、窓口でコミュニケーションをとるようにしていくという。それは組織基盤強化の助成金のほうも今そうなっているのですが、そのようにしていくという話だったと思います。

(事務局) 資料2-2の募集要項案の4ページ目の5「その他」にございますように、今松村委員から御指摘がありましたように、今回は申請書一式を担当まで持参いただくようにしております。その際にちょっとお話を聞きして、意図が違ってないかというところの確認をしたいと思っております。

(小濱委員長) その他いかがでしょうか。

(中島委員) 本当に細かいことで申し訳ないのですが、いくら増額するとか、いくら減額するというのは、あとは何割かというのは、増額の場合の上限は先ほど松村委員の説明でよく分かったのですが、それは決めたほうがいいのか、決めなかったほうがいいのかとか、きっと御議論されたと思うのですが、どのようなお考えなのでしょう。

(事務局) 今回、増減の金額とか割合を定めなかったものは、申請される金額が数十万円から数百万円という差がございますので、その中で一律何%、いくらと決めると、申請金額の大きい少ないでかなりの差が出てしまうので、そこについては、今回基準は設けておりません。

(中島委員) 実際交付金額を決めなければいけないので、ではそれはそれぞれの個別の案件に応じて審査の中で決めるということではよろしいですか。

(事務局) そのとおりです。

(松村委員) 付け加えますと、私たちもこれから審査するので、そういった話もあったのです。例えば増額は2割などという基準があれば話はしやすいけれども、最初からそれありきにしてしまうと、私たちもそれに縛られてしまうと、申請団体もきっと基準額をもとに2割増とかして申請してくるでしょうから、まずフラットな状況で議論して行って、1年間それに依拠して出していくわけなので、それを見ながら経験的に積み上がっていくのかなと思っています。

(中島委員) まさにそれで、きっと高目に出してきて、すごくいい申請書を書いて、寄附をそこそこ集めて、集まらなかったらきっと増額してくれるだろうというところも出てくるのかなと思ったので、松村委員の説明で私も納得いたしました。

(小濱委員長) 今話を聞いていますと、この申請書の書き方次第かなと思いました。書類作成の上手な人がいて、上手に書くと結構いいというような感じだけど、書くのが下手というところは、窓口で教えてあげないと、いい内容なのに、書き方が下手だから減額の対象になってしまうみたいになるとかわいそうですね。それでは、よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更につきましては、御了承いただけますか。

(中島委員) まさにそれで、きっと高目に出してきて、すごくいい申請書を書いて、寄附をそこそこ集めて、集まらなかったらきっと増額してくれるだろうというところも出てくるのかなと思ったので、松村委員の説明で私も納得いたしました。

(小濱委員長) 今話を聞いていますと、この申請書の書き方次第かなと思いました。書類作成の上手な人がいて、上手に書くと結構いいというような感じだけど、書くのが下手というところは、窓口で教えてあげないと、いい内容なのに、書き方が下手だから減額の対象になってしまうみたいになるとかわいそうですね。それでは、よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更につきましては、御了承いただけますか。

《了承》

ウ 特定非営利活動法人の条例指定について

(小濱委員長) 続いて「特定非営利活動法人の条例指定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見ございますか。それでは、特定非営利活動法人びーのびーのについて、指定に向けた手続をすることが妥当であることで御了承いただけますでしょうか。

《了承》

(小濱委員長) ありがとうございました。今後の活躍をますます期待しております。

エ 指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

(小濱委員長) 続いて「指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。それでは、ただいま説明がありました、指定特定非営利活動法人ワーカーズわくわくにつきまして、事業の概要の変更の届出後においても、基準に適合しているということで御了承いただけますでしょうか。

《了承》

(小濱委員長) ありがとうございました。

オ 横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス平成29年度入居団体審査について

(小濱委員長) 続きましてオ「横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス平成29年度入居団体審査について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございました。それでは、審議に入りたいのですが、「かながわコミュニティ学習支援実践研究協会」につきましては、時任委員がメンバーを務めていらっしゃる団体でありますので、一時的に傍聴席へお移りいただきまして、皆さんから御意見を伺いたいと思います。では、ただいま説明がありました内容につきまして、委員の皆さんから御意見・御質問はございますか。

それでは、平成29年度の横浜市市民活動共同オフィス入居団体につきましては、部会の審査結果どおり、御了承いただけますでしょうか。

《了承》

(小濱委員長) ありがとうございます。では、時任委員、お席へお戻りください。

カ 横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項(案)について

(小濱委員長) 続きまして、カ「横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項(案)について」です。こちらは冒頭申し上げましたとおり、非公開にしたいと思っておりますので、恐れ入りますが、傍聴されている皆様、一時的に御退席をよろしくお願いいたします。では、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。部会委員の田邊委員、何か補足はありますか。

(田邊委員) 特にありません。

(小濱委員長) それでは委員の皆さん、この内容につきまして、御質問・御意見はございますでしょうか。

(松村委員) 提案可能件数が1件ということですが、予算的には2件というイメージがあったのですが、1件となっている理由について教えてください。

(事務局) もう1件分につきましては、また別の事業をと考えておりました、後ほど事務局から御説明させていただきたいと思っております。

(小濱委員長) その他、いかがでしょうか。それでは、横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項(案)につきましては、御了承いただけますでしょうか。

《了承》

(小濱委員長) ありがとうございます。では、傍聴者の皆さん、中にお入りください。以上で審議事項を終わります、協議事項へ移ります。

(2) 協議事項

ア 「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について

(小濱委員長) 協議事項のア「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから御意見・御質問等ございましたらお願いします。それでは、時任委員から一言ずつお願いします。

(時任委員) 私もフォーラムに申し込みました。今回詳しいパンフレットができたので、「こういう内容で、こういう方々なのですね」という内容がよく把握できました。楽しみにしています。

(治田委員) フォーラムについては、いろいろな意見交換を重ねて、こういう形に

なって、とにかくたくさんの人に来てくださればいいなと思っているところです。

(松村委員) フォーラムは、今どのくらい受け付けているのですか。

(事務局) 本日現在92名の方に御参加の申込みをいただいております。

(松村委員) 大分増えてきているのでありがたいのですが、そもそもこのフォーラムをやろうと始まったのもこの委員会の中で、最初は市民から声を聞く会を1回設けましょうということで、それがアリバイづくりになってしまうといけないというところから、市民の方々と一緒に実行委員会形式でこのようなフォーラムをつくってできたものだと思います。時間も余りなかったので、すっきりはしていない面もたくさんありますし、あと10日少ししかないのですが、全然詰め切れていないこともあるので、不安なこともたくさんあります。それでも、とりあえずの第一歩として、今後こういう形で3年置きに見直していくということに合わせながら、協働ということを考えていくようなことができるといいと思います。今回は実行委員会の中でもネットワークもできてきているし、今まで協働契約のことをずっと考えていらっしゃった方以外にも少しすそ野も広がってきていると思いますので、そういう意味では、出発点としてこれから協働をもっと広い枠組みで考えるきっかけづくりになったらいいと思っています。実行委員会の方々だけでなく、参加してくださる方々もどんどん一緒に考える仲間に入ってくださるといいなと思っています。それで、多分このフォーラムをある程度活かす形で、次の提案モデル事業についてですが、これはある種、次に向けての横浜からの協働のあり方みたいなものを示すいい機会だと思うのです。ですので、期待もしたいのですが、さっき2つ事業があつて1つに減らして、その1つをこちらにという話だと、こちらも前の議題で説明のあった事業と同じぐらいの予算なのかなというイメージをしてしまいました。せつかく始めるのだとすると、もうちょっと何か後押ししてほしいと思いました。

(田邊委員) 協働のフォーラムを楽しみにさせていただいて、私ども社会福祉協議会がどちらかというと苦手な分野の方々というか、余り活動をともにされていない方々も含めて、非常に協働という意味ではいい取組をされていると思いますので、ぜひこれからはこういうところとの連携もしっかりとしていきたいなと思いつつ、パンフレットを見させていただいております。

(中島委員) 松村委員からもあつたように、ずっと議論して、何回もワーキングを開いて、実行自体が協働であるという趣旨はすごく活かされたフォーラムになるのではないかと思います。ですから、ここでできたネットワークとか、またいろいろと議論させていただく中で、本当に横浜市の考え方とか課題意識というものもワーキングのメンバーでは共有できたと思いますので、協働の形だけではなくて、今後の横浜市にとって協働はどうして必要なのかというのがフォーラムで共有できたらいいと思っています。

(松岡委員) ワーキングができたというところと、結構時間をかけて、何回も何回

も話し合いを分科会ごとに行っているということが、まさに協働のそもそもの形なのではないかと思っています。私が担当するのは分科会③の協働契約というところなのですが、条例や契約というのは本当に難しく分かりづらいし、専門的なものなのですが、そういった分からないところに弁護士の森田さんがずっとついてくださっていて、今回もそういう形でやります。この委員会の中で、ワーキングをやるという形になりましたし、そこから出発だと思っています。また、このフォーラムで申し訳ではなくて、ここから始まると思っています。あとどんな形になるかは分からないけれども、協働ということを考えていくちょうど折り返し、協働に対していろいろな考え方が、いろいろな年数とともに変わってきているのではないかと、そこも新たに考えていくような形にしていきたいと思います。市民の力というのを横浜市が本当に大事にしているのだということと、一緒にやっていくことでこれだけのことができるということが伝えられるといいと思います。まだまだ伸び代はあると思いますので。忌憚のない意見がどんどん分科会ごとに出て、それが問題提起になればいいのではないかと思いますので、そんな形を期待しております。

（三輪委員）まずアンケートについてですが、例えば企業からの回答が多かったり、あるいはほとんど答えてくれないかなと思っていた自治会町内会から回答があったり、まだ経過報告しかいていないのですが、内容を見る限りはかなり辛口の表現もあったり、それも全部含めていきっかけに多分なっているだろうということで、そういういろいろなステークホルダーを掘り起こしていく上では非常にこのフォーラムの実行委員会体制とか、事務局の御尽力も含めて、私どもが最初にお話ししていたことにはつながっているのかなと評価しています。あと、しいて言えば、もう少し行政の人に出てきてほしくて、市民局以外の、例えば私が治田委員と担当している分科会①では、共創とか区政推進とか都市整備局とかの当時の担当からも話も聞きながら、場合によっては登壇してもらおうというやり方を戦略的にとっているのですが、それでも担当の人しか来られなかったり、余りニュアンスがよくなかったりということはこのプロセスの中では見聞きしています。これはすごく大事で、協働する相手側の行政のほうのモチベーションみたいなものを少しこのフォーラムを踏まえて、多分反省点として出てくるのかなと思いますので、そこら辺を客観的に少し評価して、検討報告書には記載していくつもりでおります。

（治田委員）先ほどの松村委員からの話を受けてなのですが、協働のモデル事業を改めて枠組みをつくって募集されるときに、そのときの申請者はだれになるのかというのがありまして、協働条例については、NPO以外にも一般社団とか株式会社とか、そういういろいろな枠組みが考えられるので、そのあたりに制度化とか、募集をつくる時に検討していただきたいというのが1点です。もう一つは、前の議題に戻ってしまうのですが、横浜市の市民活動支援事業についても、中間支援の機能の充実となったときに、自分のところが株式会社で中間支援をやっている

ということもあるのですが、私ども以外にもいくつかそういうところが出てきている中で、エントリーについてはこの中を見る限りはできないのだけど、できないということなのか。それから一般社団の方たちをみていると、今わりとNPOでないものを選択しているケースがすごくあるのです。うちに相談があったときには、NPOのほうがメリットがあると言っているのだけれども、早く法人をつくらなければとかいうことで一般社団にするのですが、つくってしまった後に支援制度がないことに気がつくわけです。その支援制度がないことに気がつくことに対して、本当にやろうとしていることが中間支援だったり実際の事業だったりするときに、それでいいのかどうかという議論をしないと、「公益になるまで待つ」と言うとは大変なことになりますし、「公益になったら、実は支援が必要なのか」といったときにもまた議論はあるとは思いますが、そのあたりどうなのかなということ、一応問題提起だけしておきたいと思います。

(時任委員) 今の治田委員の意見に、私も意見を補足させていただきたいのですが、今説明のあったモデル事業と、前の議題にありました市民活動支援センター自主事業もそうなのですが、両方とも、採択される事業が1つなのです。370万人都市でこれだけ活動していて、1しかとらないというと、「1しかとらないからやめておこうか」というのが本音のところがあります。それで、市民活動支援センター自主事業は複数年やっている団体もありますが、今回のモデル事業はアンケートの内訳をみても自治会町内会、NPO法人、あと今治田委員から出ました企業や社団等も含めて、そうやって協働の相手先が多様になってきた中で、モデル事業が1つということは、もしNPOであれば、NPOと行政とのモデルにはなるかもしれないけれども、では先般議論になりました、企業と行政のモデルというのは、またならないわけです。それぞれ特性があると思うので、1事業しかモデル事業がないというのは難しいかなと思いました。

(小濱委員長) 今のお二方の意見は事務局で検討をお願いします。3年ごとの施行状況の検討という内容についてですが、その中でもこのフォーラムが直近のすごく大きなイベントになります。委員も皆さん参加されていて、リーダーシップをとっていただいて、非常にいいと思っています。フォーラムの参加者がだんだん増えてくるようですので、盛り上がってくればいいなという思いと、このフォーラムの後のまとめがすごく大変になってくるとは思いますが、3年ごとの見直しの1つとしてアウトプットできればいいなという思いであります。それでは、事務局の方で本日出た意見を踏まえて、条例の施行状況の検討を進めてください。

イ 新市庁舎における市民協働スペースについて

(小濱委員長) 続きまして、「新市庁舎における市民協働スペースについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございました。それでは、御意見を伺っていききたいと思います。

(田邊委員) 2番目の「必要な機能」というところで「相談・対話機能」についてですが、これはどういう相談を予定していらっしゃるのですか。

(事務局) こちらの「相談・対話機能」というのは、今あります5階の市民活動支援センターで対応している様々なNPO法人とか、また団体に関する運営の相談のほか、労務、会計、そういう専門的な相談など広い事柄について対応していくというものでございます。

(田邊委員) 場所的に、市庁舎ということで、いろいろな方々がいろいろな相談に来られるところもあるかと思うのですが、そういう相談機能を特化しないで、いろいろなことに対応できるようなところはまだお考えではないですか。

(事務局) こちらといたしましては、特に市民活動に特化した部分の相談対応です。まちづくりに関する相談とか地域、福祉の相談とかそういった様々な相談が持ち込まれることは想定されますので、そういった場合は適切な部署につなぐような形で配慮していきたいと考えております。

(小濱委員長) そうすると、ここの市民活動支援センターはなくなってしまうのですか。向こうへ引っ越してしまうのですか。そういうイメージですか。

(事務局) イメージとしては、新市庁舎ができ上がりましたら、こちらの機能全部というわけではありませんが、こちらの市民活動支援センターはなくなる予定でございます。

(小濱委員長) それから今の話は、突っ込むわけではないのだけど、市へ来る人たちの相談事は全部ここで受けるのですか。市民活動に関することだけの相談になっているけど、今のお答えを聞いていると、何か全部の相談を聞くみたいに聞こえたのですが。

(事務局) 失礼いたしました。今市庁舎の1階で受けております市民相談に関することは、新市庁舎3階に同じような窓口が配置されることになりますので、そちらで受け付けることになります。ただ、アクセス上、1階は皆さんが来やすいと思いますので、様々な方が訪れるということは想定しております。

(小濱委員長) 難しいでしょうね。

(中島委員) いろいろと指摘してくださっているのですが、大きく分けて、例えばいすと机が固定されていて、人が固定されていて、何か物があって、ここにもロッカーとかメールボックスとかいろいろとあるのですが、とにかく何か固定されているものはすごくこのスペースにはなじまない気がするのです。今ずっと市民活動支援センターの機能を移すということを考えられているようなのですが、全く違う。もう分けてしまって、捨ててしまう、それは違うところでやったほうが良いような、現実的にはそうならざるを得ないような気はします。

(松岡委員) こういうところにどんな人が来るのかなということだと思っております。

だから、商業スペースがこれだけあるのに相談に来るのかなというのと、それよりも何でしょう、横浜を発信する、横浜的な何かがここで見られるとか、横浜が今までやってきた協働的なものをもっと視覚的に見せてくれるとか、いわゆる書類をいっぱい並べておくとか、紙があるから見てくださいよというやり方がすぐわないのではないかと思うのです。今おっしゃったように、全く新しい形でアプローチしていくのだったらいいのですが、他との兼ね合いというか、場所との兼ね合いを考えると、そこだけが今までと同じで旧態然という形を使ってしまうのではもったいない感じがするのです。だから、何かをそこから考えていくようなスペースだったらおもしろいと思うのですが。今の市民活動支援センターこのままのものが向こうに行くという形だと思うのです。いろいろな課題が出ているわけですね。それをここでどうやって解決していくのかということを考えないと、場所はあるけどだれも使えない、そこだけ何か閑散としていて、商業施設はすごく人がいっぱい行き来しているのにということになったらもったいない感じだと思うのです。そこをだれと考えると、どこが推進していくのか。あと、大学とかいろいろなところと連携してということもありますが、私の中では本当に新しいものになってくるのだったらいいけれども、これは5年先、10年先を見据えてやっていかないとだめなのではないかと思いました。

（三輪委員）何かから話せばいいのかよく分からないのですが、いろいろと話を聞いている関係でいうと、まずこの市民協働スペースをこの委員会でもどこまで落とし込むかというのが、まだ私は分からないのです。今書かれている事務局案は、前提となっているのがこの市民活動支援センターの活動をすごく想定していらっしゃるんで、文言的に、今委員の皆様方が御指摘されるように、移動しているようなとらえ方になりかねないという感じが見受けられます。具体的には、これは低層部の管理運営マネジメントビジョンに活かされていくと思うので、本来であればこれは3階まであって、1階にたまたま市民協働スペースがあります。あと、3階のこの角のところが多分、展望台みたいなものがあって、そこで市民情報を発信するところと、あと今横浜市の本庁舎の1階にある市民情報センターと市民情報室と、かついろいろな局の窓口をやっているようなところが、想定では3階だと伺っているのです。それは情報公開的には閉じたほうがいいから3階なのだけど、でも窓口的なものは多分、市民局だけでない窓口の話もあるとしたら、それは1階のほうがいいよねとか、そういう全体の中は総務局のほうがいろいろと話をしていると思うのですが。それと局内のマネジメント領分のコントロールが多分過大な力関係がありながら、今絵としてきれいに色分けされているので、どうしてもこの枠の中に何を入れようかみたいな話に見えざるを得ない状況が、すごく危惧しているという意味合いです。伺っているところでは、まだそこら辺は柔軟だと聞いているのと、あと、ここでいうと「商業（来庁者・オフィスサポートゾーン）」と書いてあるようなところ、ここももしかしたら半公共的というか、そういうようなものも誘導

するようになるかもしれないとか、そんな話も聞いたりしています。要は、目指すべき論点として、例えば必要な機能みたいなものを議論するのは、それはそれで最低限これが資料でいう黄色のところではなくて、この3階までの間にうまく融合できるように散りばめてねというのはプロに任せる部分があるかもしれないのですが、どちらかというともう少し活動の、市民局としては動線的なというか、どういう人がどういうふうに出入りして、どこでどんな活動をするかというようなことを、いろいろなパターンで示していったほうが良いような気がするのです。例えば子育てのお母さんたちがここでも活動しながら休憩していたり、あるいは本当にコアで市民活動でガンガン発信したいというグループ、あるいは例えば情報公開のようなどころに来たついでにちょっと新しい情報を得て帰る人たちという、結構市民局を入口にいろいろな市民像がパーツで分かれてくると思うのです。その方々が現状どこでどういうことをしていてという提示をした上で、今回はそういうのをどういうふうに、もう少しこうしたほうが実際には協働とか市民活動の新しい連携とか新しい体制に持っていけるよみたいな、そういうシミュレーションではないですが、その絵面をパターンで見せるというの、直感的には方法論としてあるかなと思いました。例えば総務局のマネジメントビジョンでは、それを受けてどういう人の動きがあって、ここではそういう活動はこのフロアでは無理だから、もうちょっとこのぐらいのスペースが要るかなとか、あるいはこれとこれは近いほうが良いかなみたいなことを議論していかないと、何となく今領分で分かれるというよりは、市民の活動をベースに議論していくやり方を推奨します。必要であればサポートいたします。

（時任委員）すぐに話ができなかったのは、自分がどんなふうここを使って楽しめるのかなと思ったときに、まず遊びに行こうかなぐらいしかなかったので、今三輪委員がおっしゃった、いろいろなパターン、こういう人はこんなふうを使うといいですよというのはとても、「ああ、そうか。そういうふうに出していただけたら、私は、ここに行って、こうして、こうするといいのだわ」というのが分かっていいなと思いました。まさにこの市民活動支援センター機能が、新市庁舎ができたときに移動するのですが、それだけだともったいないというか、現実はどうかもしれないのですが、期待感が皆さんあると思いますので、「ぜひ行ってみよう。行ったらよかった。想像以上だった。何か得るものがすごくあった。情報があつた」という形にはなると思います。この市民活動支援センターがこちらに移動しただけではないと思いますので、きっと何か見せ方、伝え方がすごく大事なのかなと思っています。

（治田委員）まずは、ここがなくなって、新しい場所に移るのだとしたときに、今と同じ機能が本当に全部移るのかというのが全然分からないのです。多分すごく狭くなるでしょう。それと、要は市民団体が集まって、ワイワイと打合せする場所が、本当にこの1階が適切なのかどうかということのも全く無視されているというか、

意見が出てもそういうところはカットされて、進んでいってしまうのかなという感じがしていて、まさにここが本当にどこまでの意見が言えるのかが分からない中で、これを放談みたいにずっと言い続けても、何の解決にもならないのではないかという印象があります。その中で、一応市民団体にいろいろと聞いていただいている中で、私どもの名前であるフューチャーセンターというの折々出ているのですが、これは何をもちいてフューチャーセンターと言っているのかなというの分からないのです。すごい妄想の中で、都合がいい存在で、だれも定義していないのが、これがいいと、議員の方とかがいろいろなことをおっしゃってくださるのはいいのだけど、いわゆる海外でのフューチャーセンターというのは行政マンがいるわけです。ちゃんと政策につながって、ある課題に対して責任あるお答えができる人も巻き込みながらやるというのがフューチャーセンターのあり方なのに、民間のフューチャーセンターは今うちしかないのに、他ができるのかというのもあるし、私たちみたいに何の予算措置もない中でやっているところは本当にいつぶれるか分からないぐらいの話なのですが、そういうところを本当に対話の場所を提供する主体として考えていいのかも私には分かりません。それと、連携とは、大学とかいろいろと来てくれればいいなというけど、実際、例えばメディアセンターの中に関東学院大学が入っていたり、いろいろなところに大学の拠点があるので、そんなのはちゃんと議論する目的がなければ来るわけがないと思います。それを連携といたら、何か全部主体を並べて「はい、連携」みたいのだったら、やらないほうがいいのか、多分本当にだれも来ない場所になってしまうので、その声はちゃんと伝わるのかどうか。あと、私はそんなたくさん数は見てきていないのですが、ソウル市に行ったときに、ソウル市庁の1階が公聴会、視聴会、要は市民の皆さんの意見を聞きますという行政の場所と、それから社会的企業の商品を並べて売る、フェアトレード品だったり、障害者の作業所でつくっているものを売ったりという、要は市民がNPOとは何か、社会的企業とは何かといったときに、一番商品が分かりやすいわけです。それをちゃんと見せられて、それ以外のそういう場はちゃんと各セクションにつながるようになっていたのです。ソウル市のやり方もお金を使ってガンガン社会的企業が出ないと、高学歴の女性とかも多い中で、こういうのにつながっていない人たちが問題を起こすということもあるから社会的企業支援をしているわけですが、日本はそうでない状況であっても、まだまだNPOは限られた範疇しか知られていないから、何かそんな象徴的な場所として、商品とかだったらいいのだけど、ただ打合せの場所を提供していても何か意味があるのかなみたいなことも感じます。とにかく、意見を聞きますよと言うには、責任ある人がいないとだめだと思います。委託して、これをやってくださいではだめだし、あと気軽に子育て中の人たちが来られる場所というのは、2階だったり、3階だったり、囲われた場所だったりするのもありなのかなと思ったときに、何だかいろいろなことが一遍に議論されていて、何もなくなってしまうのではないかということ徹底的に議論する

ようにしたほうがいいと思います。ここがそういう場でないと、多分いろいろな人の意見を聞いて、「はい、みんなの意見を聞きました」で終わってしまうような気がするのですが。

（松村委員）私は三輪委員のように空間的なことのイメージは全くないのですが、市庁舎に置かれることの意味を考えたいと思います。市の施策とか今問題になっているものとかを伝えていく場になったらいいかなと思っていて、毎晩のように、役所の人とそれにかかわる団体とで常にそういったことをテーマにして議論しているようなもの、それを動画でどんどん配信していくようなもの、そうしたことで課題を理解するような。例えば市議会とかについても、公開はされていても、それを追っていくのは普通の人にはできないわけなので、それをウォッチしろというのは難しいと思います。それぞれのテーマに応じて、それぞれまた団体もあって、一緒に議論していく場があるので、前の委員会的时候にもテーマごとに何か1週間ごとにとかという話もありましたが、そういうのがいいかは分かりませんが、せつかく市庁舎でやるのだから、市の施策と絡めながら、それに市民とか他の主体もかかわりながら、協働で課題について問うたり、議論したりするようなことをやれたらいいのかなと思っています。そうしたときに、多分もっとこんなことをしたいなとかが出てくると思うのです。そういうものを、制度をつくっていくとか、事業にしていこうということのある種拠点にしていけたらいいかなと思っているのです。なので、そういう意味では今のこの市民活動支援センターの機能とは大分異なってくるとは思うのですが、市民協働の制度、事業をどんどんつくっていくようなイメージで私は考えています。そうすると、今の市民活動支援センターの運営は、市民セクターよこはまがしていますが、基本的に行政の市民活動支援課と一緒に組んで、常に当たると。コーディネイトみたいなものはNPO的な人たちのほうが得意かもしれませんが、実際に制度を変えていくとか、事業にしていこうとか、今も例えばよこはま夢ファンドとか、いろいろな制度があるけれども、なかなか伝わっていないわけです。ネタはたくさんあるとは思いますが、それを事業に組み立てていく、コーディネイトしていくような機能というのは、分かっているゆえかもしれませんが、うまくできていないと思いますので、むしろそこを一緒にして、コーディネイトしながら、では具体的に市の施策に持っていこうとしたときには、どんなことができそうかということと一緒に考えていって、アドバイスしていくという。あくまでも本当にシンプルに横浜市との市民協働をどうやって進めていくかということに尖っていったほうが、市役所の中にあるという意味がもう少し発揮できてくるのかなとは思いますが、ただ、それを1階で行っていくのがどうなのかという感じなのですが、逆に考えると、そういう何かある種まじめな議論みたいなものを常に市庁舎の1階で毎晩やっているというのは、それなりにインパクトはあるかもしれない。ただ全然人が来ないかもしれないし、どっちがどうか分かりませんが、例えばNHKの「クローズアップ現代」みたいなものが毎晩、横浜市版であるというふうなこと、

それを行政の一方的な説明だけではなくて、ちゃんとほかの市民の方々もかかわりながらやっていく。もしそれを1年間協働でやろうと思ったら相当大変だと思いますが、そんなことをイメージしてみました。

(三輪委員) 今の話もそうなのですが、総務局が何回かワークショップをしていますよね。その情報が市民局にいつているのかよく分からないですけど、それは一般の方がものすごいアイデアをいっぱい出しているんですけど、大体今の松村委員みたいな話で、要はもう少し行政の人と対話する場が欲しいと。そういうのが1階とかそういうところにあつて、仕事っぷりを見ていたいみたいな話があつて、今ちょうど松村委員の話聞きながら、それはまさに市民協働スペースというか、協働推進スペースというか、協働の種を捨うとか、まくとか、何かそういう場所という位置づけがないかと今思っているのです。今一番ここに足りないと思います。それを市民局だけで囲わないで、まさにいろいろな局が、それこそ入れ替わりでもいいのですが、出てくるというようなことで、その中で少し議論したり、話をしたり、相談でもいいんですけど、そういうことで市民の人たちと対話するというようなやり方もあるのではないかと提案をしていた人もいました。確かにそういうのは目玉とか、ありだと思うし、そういう意味では、行政の窓口が全部8階から上なのですよ。だから、絶対上には上がらないではないかという話から始まって、そういうことになったのだけど、上の担当課を全員1階に並べておいてみたいな、それぐらいの極論の意見も出ていたぐらいなのです。要はそういう接点みたいなものを、もう少し開かれた市庁舎みたいな、市役所業務を開くみたいなニュアンスが、入り口としてあるのは多分、市民協働というキーワードは、今まさにフォーラムとかでも議論しているように、いろいろな部局がかかわってもらわないと、市民協働なんていうのは進まないとしたら、その音頭をとるのはもしかしたら市民局のこういうスペースなのかなということ、今のお話を聞きながら思っていました。

(中島委員) 続きなのですが、協働といった場合に、確かにそういうふうに、市民の意思や政策に結びつけるという協働もすごく大事だと思うのです。市役所にあるということに関しては、そういう政策に結びつくような協働とか、もしかしたら市民参加と言ってもいいかもしれませんが、そういう機能はすごくいいと思うのです。しかし、協働とか市民参加というのは、必ずとか政策とかに結びつけるだけが市民参加とか市民活動ではないので、市民が勝手に何かをやるというような機能はどこかで必ず持たなければいけなくて、それを支援する機能もどこかで持たなければいけなくて、協働というものを、市と何かするとか、行政と何かをするという協働ももちろん大事なのですが、それを充実させるのだったら、それと同じぐらいに市民が勝手にやる市民活動も支援しなければいけないから、機能は違うところにちゃんと持たなければいけないなとも思います。

(治田委員) もし政策に絡むものを推進していくとなると、私は議員の方が黙って

いないと思うのです。本来その部分は、議員の役割だと思います。だから本当に突き詰めていくと、そこにぶち当たって、結局うまくいかなくなると。要は、私たちを無視して政策をつくるのかというみたいな話になってしまうと。というか、それが日本の中では全然議論されていないのです。私どもがなぜフューチャーセンターと言いながら対話の場を定期的にやらないかという、まずはそんなにコストをかけられない、夜な夜な全部スタッフを張りつけてそんなことはできないということもありますし、それと議論になれていない市民とのやりとりは收拾がつかないのです。そうすると、要は事業を通して課題解決をしたい人たちを後押しするプロセスをフューチャーセンター機能と呼んでいて、それに特化することで、もしかしたらその人は適切でないかもしれないけど、そのプロセス自体は私たちも経験できて、可視化できて、ではほかの人を当てていくこともできるわけですから、そこを対話だったり、サポートのメニューとしてやっているのです。それが幾つかの成功に導いているわけで、あそこの平場でやるような話ではまずないということがあるなど。そこが現実と理想がごちゃごちゃになっているということです。あと、先ほど中島委員がおっしゃったように、市民活動は本当は勝手にやっていっていいわけでは行政とか企業と協働しなければいけないわけではないのです。そこの安心して市民が議論できる場所が、ここだったらそれができたのに、なくなってしまうわけではないではないかと思います。そこの重要性のほうがもしかしたら大事なのと、あとは、前提として、わざわざここに来る人たちが本当にいるのかという話です。結局、私たちが今やっていて思うのは、中央に勉強しに来る人はいるけど、実際の活動の現場は全部の区になるわけです。わざわざ都筑区の人がうちに事務所を持たないわけで、でももしかしたらアドボカシーするときにはこういう拠点が必要なかもしれませんが、何かだれのための、どういう市民を想定しているのかというのはもっとやらなければいけないし、むしろそういった各地に散らばっている志ある人たちをちゃんと束ねて声にするという、その機能はあってもいいけど、わざわざ市役所の1階でそれをやるかなみたいなところもあります。

（田邊委員）私も前回のときにお話ししたとおり、ちゃんと区でやるべきことと、あとはこういうところで本当に勝手に市民活動をやりたい方々というか、自分たちの活動を広めたい方々が自由にやりたいところは必要なのだと思うのです。それがこの市庁舎の1階のこの部分なのかなというときには、ちょっと疑問を感じていて、市庁舎の1階は、商業施設も入るし、横浜としては外に発信するという意見も出ていたと思うのですが、例えば災害時であったり、そういうことを考えながら市庁舎をつくっていらっしやると思うのです。例えばラジオ局が入っていて、横浜のどこどこに何々があったよというようなことを発信したり、映像で、横浜のお祭りではないですが、横浜のどこかでこういうことを今やっているよみたいなものをどんどん発信するところであったり。この資料にも、わくわくするようなというような言葉もあるので、先ほどからずっと意見が出ていますが、話し合いの場所も必

要だし、そういうディスカッションをするところもいいでしょうけれども、もうちょっと1階というところをもっとうまく活用するような方向で考えたほうがいいのではないかとは思いますが。

(松岡委員) 横浜は18区あって、市庁舎はありますが、ほぼ現場といたら区レベルなのです。市レベルでやるというのは、委員会であったり、あとネットワークしていくときのことなのです。市役所にどういう人が行って、何のために行くのかというところで、ここに求められるものが見えてくると思うのです。特に横浜は370万人都市の市としてこの市庁舎があって、この場所というところの意味とか意義とかを考えていかないといけないと思います。私たちもそうなのですが、ネットワークの活動などをやっているときや、市の職員の人たちと話し合いの場を持つというときに市庁舎を使うわけです。だけどそれ以外の活動は、各区でやっているというようなことがあるわけです。だから市庁舎はどういう人が来て、どんな話し合いの場が持たれるのかというのが、そのような想定にしていけないと、何か中途半端な感じで、使われにくくて、使えないということになるのだけは、せっかく新しいところなわけですから、避けてほしいと思います。各部局の中とネットワークしていくためには市庁舎に来ますけど、そういうこと以外でどういう人が来るのかなというのは考えていただきながら想定をしていく必要があります。三輪委員などのプロにお任せするところと、あと実際に利用している人たちのことを考えながらということと、そのバランスが大事なのかなと思いました。

(小濱委員長) 皆さんの話を聞いていて思ったのですが、もしかしたら市民局の行政の皆さんの仕事を変えなければいけないというぐらいの話も出ていました。それからワークショップの話は、私も小耳に挟みますが、私の意見ですが、この見取り図だと、1階に飲食施設とか商業施設が入るでしょう。そうすると、市役所の1階にこういうものが入ると、周りが結構にぎやかな町ですから、役所の1階に何で飲食店やショップが入っているのかという感じがするのです。全部の政令指定都市の役所がそうではないけれど、1階部分に市民課とか保健関係のセクションなどが、路面が入りやすいような気遣いをして作られていることが多い中で、横浜市があえて1階に商業のものを持ち込み、そこにとってつけたように市民協働系のものを持ってくるというのはどうなのかというのが率直な感想です。もう一つは、このスペースが2つに分断するという事です。これは実際働く人のことを考えたら、エスカレーターを挟んで、あっち行ったりこっち行ったり、結構忙しくないですかと思いました。もう一つは、皆さん気づいているかどうか分からないですけど、市民協働スペースというアトリウムに面したところに扉がいっぱいついていて、これはぱっと見、劇場ですね。これはよくないのではないかと思いました。どんなふうにするにしても、全部扉をたたんで、アトリウムで一体的に使いましょうということをやっているのでしょうか、ではこのアトリウムで何をやるのかということもあります。私は、協働スペースをつくってくれたのはいいのだけど、一番思った

のは、2つに分かれるということです。これが果たして使い勝手的にどうなのだろうと思っています。

(治田委員) あちこちのワークショップなどで議論しているのですよね。それが全然みんなで共有されていない中で、ここでまた言っても余り意味がなくて、それこそ言ったものを現実的かどうかというのをちゃんと精査していかないと、結局意見を聞きましたよねで終わってしまうのではないかと思うのです。

(事務局) 委員会から御提出いただく意見具申の意見は、先ほど申し上げたマネジメントビジョンに反映するという事になっています。ただし100%何から何まで実現するのは正直難しいと思います。ただ、市民協働推進委員会の委員の皆様御意見でございますので、最大限尊重して、酌めるものは酌んで、設計や運営に反映していきたいと考えております。今回、協働スペースの話がございましたとおり、恐らく全国で初めてのスペースだと私どもは考えております。こういったものを市庁舎の1階に設けるというのは、市民局のみならず横浜市としても相当の覚悟を持って取り組んでいるものでございますので、いかんせん新しいものに取り組むというのは先が見えない部分がございますので、私どもとしましては、少しでも先へ進むために御意見をいただければというのが正直な気持ちでございます。ぜひいろいろな御意見をちょうだいできればと考えております。

(治田委員) その私たち委員に求められている意見というのは、例えばこれを運営するときの公募事業者がありますよね。そのときにいくつかの項目として出るものなのか、いや、ただ意見を言って、フラットに、こうでしたというようなものになるのか。要はサウンディング調査みたいなものに直結するののかどうかみたいなこともないと、よく分からないですが。

(事務局) その点につきましては、どういう運営形態になって、どういう事業を公募していくのかというのはこれから先なのですが、何らかの形で広く皆さんにお声がけして、お願いするところを選んでいくのかなという気はしておりますので、当然そういった中には募集要項とか仕様書という形になってまいりますので、そういったときには今回委員の皆様御議論いただいた視点を持って運営要綱をまとめていきたいと考えております。

(中島委員) 全然違うのですが、新しいものをつくっていくというのはもう大賛成なのですが、でもこの機能を持っていくといった時点で、新しいものでなくなってしまうのです。だからその矛盾が多分私の中で全く解決できていなくて、例えばこのスペースに今ある機能を埋めていって、まず既存の機能は確保しましょうとやった時点で、新しいものは多分なくなってしまうと思います。

(三輪委員) 今年度中に設計とかをある程度決めて、来年度実施と運営のほうの発注とかも一緒にやっていくのでしたよね。そういう話を聞いている中で、例えばさっきから言っているように、色分けがはっきりし過ぎてしまっていて、領分がはっきりしているように思っているのです。例えば先ほど出ているような「商業(来庁

者・オフィスサポートゾーン)」というのは、むしろこちら側に近い機能をやるようなところに発注できるような、そういうマネジメントのためのマニュアルというか、方法論をつくっていく、それによって運営の募集要項を考えていく、だれが所管するとか、そのやり方自体も新しいといえれば新しいのです。ただ、例えば領分はある程度聞かなければいけないので、そこら辺で今、仮置きという言い方をするとあれなのですが、何かなっていると理解しているのですけど。

(事務局) 川沿いはロケーションがいいということで、恐らくこういったところに商業が、中でも飲食が多く来るであろうというところで飲食対応ということを考えていたりしています。床下げというような基礎の工事や、においの関係でも当然それ専用の設備を設けるというところでは、ある程度想定しておりますまして、そういうためのゾーニングをしているところではありますが、商業について我々横浜市がそれぞれにリーシングするわけではないので、実際にどういったエンドテナントが来るかというのは、正直我々も見えていないというか、ふたをあけてみないと分からないというところがあります。

(三輪委員) だから、要はどういう商業とか、どういうことをしてほしいかということこれから募集をかけていくことになるので、先ほど言っているように、例えば市民協働スペースがあることを配慮して、こういうことをここには入れておかなければいけないよというような条件であったり、あるいは場合によっては商業でなくて、少しソーシャルビジネス的なものを優先的にここに入れなければだめだよみたいなことは、これからの募集にかけていく上で考えていかないといけないと思います。要はそういうのはバッティングしないほうがいいであったり、あるいはもう少し市民協働のフリンジ的なところがにじみ出るようなスペースの使い方をしたほうがいいとかというようなことを持っていけるような、絵面をかけるような整理をするのが得策だとは思っています。だから先ほど私が言ったように、ここにはどういう人たちが、例えば1階でこうして、その後こういう感じだと1日の市庁舎の過ごし方というか、そういうものを何となく現場レベルでいろいろな人たちを見ているので、例えば上の局に行って下に行くとか、そういう人たちもいれば、ふらっと観光的に来る人もいればというような、そういう人たちの動きをうまく重ね合わせることが、設計サイドでいえばそういうのが多分一番必要なのではないかとは思っています。だから今までのワークショップはどちらかというと、ここで何がしたい、こういうことがしたいといったような割と夢というか、こういうことができるという的な話、もちろん現実的なものもありますが、むしろしいて言えば、ここで議論するのは、先ほどあったように、この機能も絶対必要だし、そうでないプラスアルファのところはどういう物があって、どういう人の動きがあって、想定したいかと。それをどこでやるかというのは、1階がいいのか、3階がいいのかは、ここで決める話ではないかもしれないですが、むしろそういう想定をいっぱい出しておいたほうが、考え方としては取捨選択していけるのではないかと思っています。あ

とは、ある程度、まさに今ここで行われている、職員も含めて、いろいろな人の動き、ここの相談機能みたいな話もちろんそうなのですが、それを今相談機能と言ってしまうと、相談機能とは何だろうみたいな話になって、言葉がひとり歩きしてしまうと思います。例えば具体的に対面式で、こういうふうに1対1でちょっと秘守義務があつてというのあれば、もうちょっとフランクに何人かでグループでするような相談機能みたいなものもありとか、何か割とここで行われていることはそういう行動みたいなことで整理して、どれぐらいの集団規模で、どれぐらいのスペースでやっているのかということは、多分整理がぱつとできると思うのです。それはまずレビューすると。さらに言えば、もうちょっと今言っていたような企業とか、新しい協働を誘発する、あるいは別の部署もかかわっていくみたいなものが、プラスアルファでこういうのがあるといいよねというような、そういうことを仮に出してみてもらって、例えばその優先順位をつけていくほうがいいのかもしいです。その方が建設的かもしれません。

（松岡委員）選考する場合に何を基準にしてやれるかという、この委員会はそういう選考のときの基準みたいなことをどのくらい出せるのか。今言った意見はある種そういうことだと思うのです。選考する場合に何をもちえて選ぶときの基準にするのかというようなことを、この委員会で言っている意見はそこに反映されるということなのではないでしょうか。私はこの委員会で意見を言ったことがどんなところに反映されて、選ぶときに、この場所はそういうことを想定するようなものと考えてほしいということを書いていかないと、選ぶときに、全く違う形で選考されていくと、また違うものが出てくるというのが今あるのです。

（三輪委員）それも1つです。

（松岡委員）先ほど言った意見がどこに反映されますかと言ったときに、言いつ放しというのでは意味がないけど、選考する場合とか、何かのときに、それは反映されていくということですか。

（三輪委員）多分反映はできるときは言えないと思いますが、ただそれは重要な観点だよということを強く言うことは重要だと思います。

（治田委員）ここの委員会が市民の代表だとは思っていませんが、ただ、言ったものがどうなるかというのは、ちゃんと押さえてたいです。

（三輪委員）あとは、何度も言うのですが、こういう文言で書かれると、ほんわりし過ぎて結局分からないわけです。極論を言えば、どうにでもとれる絵になってしまって、こちらが思い描いているようなものと違ってくるという想定はとても考えられるので、何となくもう少し具体的なほうがいい気がします。

（小濱委員長）レイアウトはもうフィックスされていて変えられないのですか。私はどうしても、これは分断されていると思ってしまうのです。

（三輪委員）側というか、柱と、あとその辺はコアというのですが、真ん中に、例えばトイレがあつて、エレベーターがあつてというのは、耐震上真ん中が支えてい

るので、これはもう絶対離せないと思います。なので、例えば市民協働スペースが川側にあるというのは、川側に発信していろいろとやることを想定していてそこに立地されているのだと思います。こっち側はアトリウムというふうに、まさに空間を別のところと共有して何かをやるという想定はされていると思います。ただ、それは具体的に何を、どんなことをやるのかというのまでは絵としてはないので、それが多分ワークショップなどでは、こういうことができるよねといういろいろなアイデアは出てきていると思います。ただ、それをここで言っている市民協働スペースとして抱え込む必要があるか、あるいはもう少し、そうじゃないんだよねという話であれば、またちょっと別の場所を考えていかなければいけないことになるのかというのはまた別の話だとは思いますが。

(中島委員) 委員会としてまとめていくとは、結局、私もずっと混乱しているのですが、ソフト的な、要するにどんな機能を使うかというときに、こんなことがやれたらいいよねという話は多分後から何とでもなると思うのです。机とすと、あとネットワークがあれば、きっとみんな自由に集まって何かをやるので、そういう話を議論するのではなくて、市民協働推進委員会なので、しつこいようなのですが、要するに相入れない機能があると思うのです。要するにだれかがそこにいて、専門的なアドバイスを受けたい人が相談に来たり。それは隣でイベントをやっていたらそんなことはできないですよ。だからそういうのを入れるのか入れないのか、入れないのだったらどこにその機能を持っていくのかとかという。あとは、本当に机とすとを置いておけばいいのではないかぐらいにしか思えないのです。

(治田委員) 1階がそれでいいのかという問題もありますよね。

(中島委員) 結局ソフトの問題のような気がするのです。なぜなら、さっき委員長が言われたように、あいているところは、きっとフリースペースになるという前提ですよ。何にでも使えるというものですよね。そのところにカウンターを置いて相談機能を持つということはあり得ないと思います。ですから、そこで何をやるかというのは、どう活用するかというのは、きっと後の話なのだろうと思うのです。

(治田委員) でもこう決まっているということは、商業スペースからはちゃんと賃料が取れると思うし、ではこの市民協働スペースはどうなるのみたいなものもあるし、単純に委託でこれを受けるのですかとか、何が想定されているのかが全く分からないです。聞いたら、これはまだ決まっていないのですという話になってしまうと、何か着地点がないなという感じもするのです。

(中島委員) だから機能のときに、優先順位をつけるといっても、別に同居できる機能もたくさんあると思うのです。あるときはこういう使い方をして、あるときはこういう使い方をして、でも全然同居できない機能もあると思うのです。その優先順位をつけるのはすごく大変で、そもそもそういう同居できない機能を入れるのか、その同居できない機能はここではもう想定しないのかと割り切るのかでも変わ

ってきてしまうと思います。

(小濱委員長) 事務局にお願いしたいのは、これからどうやって進めるかをもう少し検討してみてください。委員の皆さんについては、本日御発言いただいた意見以外にも御意見があるかと思しますので、後日、事務局から委員の皆様フォーマットを送っていただき、そちらに意見を記入のうえ事務局に送るとしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。では、思われていることを一旦事務局に上げてください。この先どうするか。委員会としての統一見解を示していくことについて意見書として出すのか、それとも異論併記で、こういう意見がありましたというのをある程度まとめるにしても、羅列して出していくのかとか、いろいろなやり方があると思います。今のスケジュールでは、12月16日の委員会で素案について検討して、2月14日の委員会では最終案をまとめるとなっています。あと2回議論する機会がありますので、引き続き議論していきましょう。

(3) 報告事項

ア 特定非営利活動促進法改正の概要について

(小濱委員長) では、次は報告事項です。ア「特定非営利活動促進法改正の概要について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。

イ 横浜市市民活動支援センター事業の中間振り返りについて

(小濱委員長) では、イの「横浜市市民活動支援センター事業の中間振り返りについて」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。これについて、部会委員の田邊委員、何かありますか。

(田邊委員) はい。特にありません。

(小濱委員長) ありがとうございます。

ウ 市民活動共同オフィスに関する意見書(素案)について

(小濱委員長) では、ウの「市民活動共同オフィスに関する意見書(素案)について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) 部会委員の田邊委員、何かこれについて補足はありますか。

(田邊委員) 今後の市民活動支援についてというところをよく読んでいただければと思います。

(小濱委員長) 以上、報告が3点ありました。3点を通じまして、御質問等はござ

| | |
|------------|--|
| | <p>いますか。 それでは、報告事項は以上といたします。</p> <p>(4) その他 (小濱委員長) それでは最後に、「その他」としまして次回の日程等について、事務局からお願いします。 (事務局) 今後の委員会日程について説明 (小濱委員長) 全体を通しまして、委員の皆さん、何かございますか。</p> <p>3 閉会 (小濱委員長) 今日も長時間にわたり、熱心な御議論をありがとうございました。また次回、年末になりますが、どうぞよろしくお願いします。これにて閉会いたします。ありがとうございました。</p> |
| <p>資 料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1：よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について ・資料1-2：平成28年度第3回よこはま夢ファンド登録団体申請 ・資料1-3：平成28年度第2回よこはま夢ファンド登録団体助成金申請 ・資料2-1：よこはま夢ファンド登録団体助成制度の運用変更について ・資料2-2：平成28年度第3回よこはま夢ファンド登録団体助成金募集要項(案) ・資料3-1：特定非営利活動法人の条例指定について ・資料3-2：申出法人の概要 ・資料3-3：申出法人の指定基準適合表 ・資料3-4：申出法人の公益要件に関する適合について ・資料4-1：指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について ・資料4-2：指定特定非営利活動法人の概要 ・資料4-3：指定基準適合表 ・資料4-4：指定基準3（公益要件）に関する適合について ・資料5-1：横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス平成29年度入居団体審査について ・資料5-2：横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体審査基準 ・資料5-3：平成29年度市民活動共同オフィス 入居応募団体概要一覧 ・資料5-4：市民活動共同オフィス 項目ごとの得点一覧 ・資料5-5：平成29年度横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス入居団体の選考結果について（通知） ・資料6-1：横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項（案）について ・資料6-2：横浜市市民活動支援センター自主事業提案募集要項（案） ・資料7-1：「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について |

- ・資料7-2：協働の主体へのアンケート調査について
- ・資料7-3：意見交換会「みんなの協働フォーラム」開催概要
- ・資料8-1：新市庁舎における市民協働スペースの検討について
- ・資料8-2：新市庁舎基本設計低層部1階平面図
- ・資料8-3：NPO法人の市民協働スペースに対する意見一覧
- ・資料9：特定非営利活動促進法改正の概要について
- ・資料10-1：横浜市市民活動支援センター事業の中間振り返りについて
- ・資料10-2：平成28年度横浜市市民活動支援センター（自主事業）中間振り返り
（特定非営利活動法人アクションポート横浜）
- ・資料10-3：平成28年度横浜市市民活動支援センター（自主事業）中間振り返り
（特定非営利活動法人エティック）
- ・資料10-4：平成28年度横浜市市民活動支援センター（自主事業）中間振り返り
（横浜コミュニティカフェネットワーク）
- ・資料10-5：平成28年度横浜市市民活動支援センター（自主事業）中間振り返り
（特定非営利活動法人市民セクターよこはま）
- ・資料11-1：市民活動共同オフィスの今後のあり方について
- ・資料11-2：市民活動共同オフィスの今後のあり方に関する意見書（素案）